

議案第157号

さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市スポーツ振興審議会条例（平成13年さいたま市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ基本法</u>（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、さいたま市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>法第31条及び第35条</u>に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市のスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 委員に欠員が生じたときは、<u>補欠委員を委嘱し、又は任命する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ振興法</u>（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき、さいたま市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>法第4条第4項及び第23条</u>に規定するもののほか、市長の諮問に応じてスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 委員に欠員が生じたときは、<u>補欠委員を任命する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。